

議案第 8 5 号

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部改正について

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数を100分の10月引上げ3.25月（6月1.55月、12月1.7月）とする。

3 附則規定

平成29年4月1日から施行する。

影響額

H29	H28	差額
7,946,000 円	7,701,000 円	245,000 円

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年日野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の 100 分の 120 に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和 48 年日野町条例第 6 号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」に、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。	（期末手当） 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の 100 分の 120 に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和 48 年日野町条例第 6 号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」及び「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 157.5</u>」とする。

附 則
この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。